

# 「住民移動等調査に基づく交通空白解消に向けた移動サービス構築事業」 に係る業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

住民移動等調査に基づく交通空白解消に向けた移動サービス構築事業

## 2. 業務の目的

多可町でも例外なく高齢化が進んでおり高齢化率は39%に達している。この状況を受けて、令和6年度に多可町西脇市地域公共交通利便増進実施計画を策定し、令和8年4月の新設統合中学校の開校に併せて路線バスの大規模な再編を行う予定である。この再編に伴い地域内の交通結節点を整備し、住民の移動手段を確保することを目指している。

しかし、八千代区では、特に休日の路線バス利用者が少なく路線の集中と選択により休日は交通空白地になる見込みである。そのため、八千代区の各集落から交通結節点までのアクセスが課題となっている。また、現在自家用車を運転できる団塊のシニア世代が、今後5年以内に運転免許の返納が始まることが予測されている。

この問題を解決するため、令和7年度に地域住民の移動実態及び将来的な移動ニーズを把握し、調査結果を基に地域の実態に即した移動サービスの運行方式・ルート、ダイヤ等を構築し、令和8年度以降に予定する移動サービスの導入に関する実証運行に繋げることを目的とする。

## 3. 業務の実施期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

ただし、令和8年2月10日（火）までに検査を完了させること。

## 4. 委託業務内容

本業務の内容は概ね次のとおりとするが、ここに示す業務内容は、住民移動等調査に基づく交通空白解消に向けた移動サービス構築に最小限必要な事項を示したものであり、受託事業者の企画提案により調整することとする。

受託事業者は、町担当者と協議・調整の上、町担当者と協力して、次の業務を行う。

その際、令和8年度以降に実証へと進むことを見据えて、将来にわたって持続可能な移動サービスについて、実証計画・実施計画を含めて取りまとめること。

また、受託事業者は、当該業務を充実させ、また効果的に実施するための提案を積極的に行うものとする。

### ア) 実施地域

多可町八千代区

### イ) アンケート・ヒアリング調査

対象地域の全15集落のシニア世代を対象に対面での調査を行う。

なお、アンケート用紙の印刷及び配布・回収は発注者において実施する。

#### ① アンケート・ヒアリング項目の提案・助言

・交通弱者、特に高齢者を想定した設問の提案及び助言

#### ② 調査手法の構築と実施

- ・対面、紙を組み合わせた調査方法の設計
- ・ヒアリングの実施及び自由意見の整理

### ③調査結果の分析と報告

アンケート・ヒアリング調査の結果を集計・分析し、移動支援策の提案に必要なデータを整理する。

- ・性別・年齢・免許保有・身体状況等の基本属性の分析
- ・移動ニーズの可視化及び住民移動の将来予測
- ・定性・定量データと国勢調査（地域別高齢化率他）等を融合した分析と考察

### ウ) 移動サービスの提案

#### ①移動サービスの運行形態の検討

- ・移動サービスの運行方式・ルート、ダイヤなどの提案
- ・利用の発展に向けた導入シナリオ、エリア展開方針の策定
- ・利用予測のシミュレーション（需要と供給、収入と費用）

#### ②運賃と費用の提案及び検証

- ・移動サービスの運賃の提案及び助言
- ・令和8年度以降に予定する移動サービス実証運行に要する費用の算出及び運行計画

### エ) 他分野との調整

- ・福祉、買い物支援などとの他分野との協議に関する助言及び同席支援
- ・タクシー利用助成制度（企画秘書課、福祉課）の見直しに関する提案及び助言

### オ) 説明資料・協議会等対応支援

- ・地域公共交通活性化協議会、住民説明会、町議会用の資料作成及び同席支援
- ・近畿運輸局、神戸運輸監理部、兵庫県、交通事業者等の協議に関する助言及び同席支援

## 5. 実施方法

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託事業者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託事業者は契約締結から終了までの間、業務経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のため、適宜、多可町と協議しながら業務を進めること。なお、打ち合わせ終了後、遅滞なく打ち合わせ記録簿を提出すること。
- (4) 受託事業者は、着手時に着手届及び工程表を、完了時に完了届を提出すること。
- (5) 多可町が保有する資料等の提供については、可能な限り行う。
- (6) 受託事業者は、業務の進捗について、多可町に対して定期的に報告すること。
- (7) 受託事業者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託事業者は、本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ多可町に書面により届出を行い、承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 6. 事務局支援

- (1) 事務局との連絡を綿密にすること。
- (2) 作業段階に応じ、事務局と打ち合わせを実施すること。

- (3) 多可町のHP掲載用の資料作成及び資料提供を行うこと。
- (4) その他、必要と思われる事項を適宜提案し、実施または実施の支援を行うこと。

## 7. プロジェクトマネジメント業務

- (1) 業務進捗管理：契約後、委託者と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。
- (2) 管理体制構築に向けた支援：各関係者や組織への必要な準備行為等に関し、相談・支援を行うこと。
- (3) その他事業運営に関わる相談・支援を行うこと。

## 8. 成果物

受託事業者は成果物として以下の媒体物を納品する。なお、本業務における成果品の著作権、著作権等の一切の権利は多可町に帰属するものとする。

- (1) 業務報告書一式 カラー印刷版5部  
住民移動等調査の結果をまとめた報告書
- (2) 運行ルート形態等についての概要版まとめ カラー印刷版5部
- (3) 電子媒体
  - ① (1) (2) の電子データ (形式 Microsoft Word、PDF等)
  - ② 各種会議等の議事録
  - ③ その他本業務委託において作成した資料等
- (4) 本業務により収集・作成したすべてのデータ  
(予定納品物)
  - ・アンケート設計書
  - ・アンケート実施報告書
  - ・集計結果一覧及びクロス集計表 (Excel 形式)
  - ・属性別移動傾向分析レポート (PDF 形式)
  - ・生活圏域・移動ニーズの可視化資料
  - ・シミュレーション結果報告書 (運行形態検討を含む)
  - ・関係会議・住民説明会用資料 (PowerPoint 形式)
  - ・実証運行の運行計画書
  - ・他分野との移動サービスの連携構築書
- (5) その他留意点
  - ① 本業務は、国の「交通空白」解消緊急対策事業の補助金を活用して実施することから、同補助金の報告書等について、通知に基づき作成すること。
  - ② 図や表を適宜使用するほか、データや情報などわかりやく視覚的に表現する (インフォグラフィックなど) ことを通じ、読み手の理解が進みやすいように作成すること。
  - ③ 専門用語を使用する場合には注釈を付けること。
- (6) 納入先  
多可町役場 企画秘書課
- (7) 秘密の保持

本業務に関し、受託者が多可町から受領し、又は閲覧した資料等は、多可町の了解なく公表し、又は使用してはならない。また、本業務に関し、本業務で知り得た多可町

の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9. スケジュール概要

年月	内容
令和7年7月	契約・打ち合わせ
令和7年8月	アンケート項目等の調整、現地確認等 他分野との調整、タクシー利用助成の見直し
令和7年9月	アンケートの実施・対面によるヒアリング実施
令和7年10月	アンケート調査結果及び利用者分析報告、ルート等の提案
令和7年11月	ルート等の調整、地域公共交通活性化協議会の開催
令和7年12月	実証運行に向けた計画・調整
令和8年1月	実証運行に向けた計画・調整
令和8年2月	実績報告、完了検査

## 10. 業務完了確認

業務履行完了を書面で報告し、検査担当職員の検査を受けること。

## 11. 支払い方法

業務完了後一括で支払うものとする。

## 12. その他

(1) 本業務は、国の「交通空白」解消緊急対策事業の補助金を活用して実施することから、同補助金の交付要綱に基づき処理するとともに、本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

(2) 受託者は、事業完了後5年間、本業務に関する会計帳簿及び証拠書類を多可町の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

(3) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については業務受託者が使用許可等を得ること。

なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、業務受託者がその一切の責任を負うものとする。

(4) 業務遂行にあたっては多可町個人情報保護条例（平成14年9月20日条例第14号）に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

(5) 情報セキュリティポリシーの遵守

本業務を履行するにあたって「多可町情報セキュリティポリシー」内の「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。また、個人情報等をはじめとする多可町の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、多可町の求めに応じて「情報保護に関する報告書」、「特定個人情報保護に関する報告書」を提出すること。

(6) 委託業務契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受託者と多可町が協議し、決定する。